

# 特定非営利活動法人てとて定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人てとてという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市西区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、札幌市及びその近郊で暮らす子どもを持つ保護者に対して、その子どもの保護預かり、健康増進並びに育成に関する事業を行うとともに、不登校児童生徒に対する居場所の提供、学習支援、相談支援及び社会的自立に向けた支援を行い、必要に応じて教育機関その他関係機関との連携を図る。

これらの事業を通じて、障害、年齢及び健康状態の差異に関わらず、地域で暮らす方々がより安心・安全に生活できる社会の実現を共に模索し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、中高齢者に対し、現在持つご自身の意欲を維持できる場面の提供を行い、さらに障害児・者に対しては、日常生活の充実を図る支援を提供する。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 託児所・保育園事業
- ② 子どもの健康育成支援事業
- ③ 中高齢者が自分らしく活躍できる場面提供事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 介護保険法に基づく第1号事業
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑦ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑧ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ⑨ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共生型障害福祉サービス事業、及び障害福祉サービス事業
- ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑭ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ⑮ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
  - ⑯ 不登校・ひきこもりの子に対する訪問支援事業
  - ⑰ 情報提供・発信および提言に関する事業
  - ⑱ 不登校・ひきこもりの子に対する居場所づくり事業
  - ⑲ 学校など教育機関でのリハビリテーション事業
  - ⑳ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ① 前号に掲げる事業に関連する物品のあっせん及び販売
  - ② 前号に掲げる事業に関連する役務の提供
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

2 総会は、以下の事項について、報告する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (6) 事務局の組織及び運営

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することがで

きる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定

める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場、インターネットホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 野崎 円

副理事長 井上 広大

理事 安居 芽美

監事 向井 紀美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

ア 正会員入会金 0円

イ 正会員会費 5,000円(年額)

ウ 賛助会員入会金 0円

エ 賛助会員会費 5,000円(年額)

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人てとて	
役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	野崎 円		無
副理事長	井上 広大		無
理事	安居 芽美		無
監事	向井 紀美		無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

近年、少子化が進行する一方で、発達障害や発達に特性を有する児童（いわゆる発達凸凹）の増加、不登校児童生徒の増加など、子どもを取り巻く環境は一層複雑化・多様化しています。特に、学校生活や家庭環境において適応が困難な子どもたちに対し、個々の特性に応じた支援や安心して過ごせる居場所が不足していることが、地域社会における重要な課題となっています。

従来、地域における子育て支援は近隣住民同士の相互扶助によって支えられてきましたが、社会構造の変化によりその機能は弱まり、家庭や学校のみで課題を抱え込むケースが増加しています。その結果、支援を必要とする児童や家庭が孤立し、適切な支援につながらない状況が生じています。

本法人は、このような社会的背景を踏まえ、子どもを中心とした支援を行う特定非営利活動法人として設立するものです。具体的には、地域における「子どもホーム」の設立により、安心して過ごせる居場所の提供を行うとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス等）を実施し、発達に特性のある児童への専門的支援を行います。

また、不登校児童に対しては、学習支援、生活リズムの安定化支援、対人関係構築支援等を段階的に実施し、学校復帰のみならず、多様な学びの選択肢を含めた社会参加を支援します。これらの支援は、学校、医療機関、福祉関係機関等と連携しながら実施し、地域全体で子どもを支える体制の構築を目指します。

さらに、発達凸凹を有する児童に対しては、身体機能、感覚統合、認知機能、行動特性等の多角的な視点から評価及び支援を行い、個々の特性に応じた療育を提供することで、子どもたちの潜在能力を引き出し、自己肯定感の向上及び将来的な自立と社会参加につなげます。

本法人の活動は、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、営利を目的とせず、継続的かつ組織的に実施するものです。

また、法人格を取得することにより、組織運営の透明性及び信頼性を確保し、事業の継続性を高めるとともに、利用者及び地域社会からの信頼を得て、より安定した支援体制の構築を図ります。

以上の趣旨に基づき、本法人を設立するものです。

### 2 申請に至るまでの経過

令和6年 通所支援事業事業開始

令和6年 通所支援事業所設立

これまでの活動を通じて、発達に特性のある児童や不登校児童、その家族と関わる中で、既存の制度や支援のみでは対応が困難なケースが多く存在することを実感しました。特に、継続的な居場所支援、家庭・学校・地域をつなぐ支援、専門的視点に基づく療育の必要性が顕在化していました。

これらの課題に対応するためには、任意団体としての活動では限界があり、継続的かつ安定的に事業を実施するための法人格の取得が必要であると判断しました。

そこで、令和7年秋より特定非営利活動法人の設立準備を開始し、関係者との協議、事業計画の策定、運営体制の整備を進めてきました。

今後は、本法人として、児童福祉サービス、不登校支援、居場所支援を柱とした事業を展開し、地域社会における子ども支援の充実に寄与していく所存です。

令和8年1月30日  
特定非営利活動法人 てとて  
設立代表者 野崎 円

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 てとて

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 託児所・保育園 事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市  (C) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定
② 子どもの健康育 成支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定
③ 中高齢者が自分 らしく活躍でき る場面提供事業	実施予定なし	(D) 実施予定日 未定 (E) 札幌市 (F) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	実施予定なし	(G) 実施予定日 未定 (H) 札幌市 (I) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定
⑤ 介護保険法に基づく第1号事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑥ 介護保険法に基づく居宅サービス事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑦ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑧ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑨ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑩ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	設立及び申請準備 (児童発達支援・放課後等児童デイサービス事業 保育所等訪問支援事業)	(A) 実施予定日 令和8年5月1日 (B) 札幌市 (C) 15人	(D) 障害児 (E) 150名	6,811
⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共生型障害福祉サービス事業、及び障害	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 障害者 (E) 未定	

福祉サービス事業				
⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑭児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑮障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑯不登校・ひきこもりの子に対する訪問支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑰情報提供・発信および提言に関する事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑱不登校・ひきこもりの子に対する居場所づくり事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	

⑱ 学校など教育機関でのリハビリテーション事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑳ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 前号に掲げる事業に関連する物品のあっせん及び販売	実施予定なし		
② 前号に掲げる事業に関連する役務の提供	実施予定なし		

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係)

令和 9 年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 てとて

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 託児所・保育園 事業	実施予定なし	(C) 実施予定日 未定 (D) 札幌市  (C) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定
② 子どもの健康育 成支援事業	実施予定なし	(J) 実施予定日 未定 (K) 札幌市 (L) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定
③ 中高齢者が自分 らしく活躍でき る場面提供事業	実施予定なし	(M) 実施予定日 未定 (N) 札幌市 (O) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定

④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	実施予定なし	(P) 実施予定日 未定 (Q) 札幌市 (R) 未定	(D) 未定  (E) 未定	未定
⑤介護保険法に基づく第1号事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑥介護保険法に基づく居宅サービス事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑦介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑧介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑨介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 該当高齢者 (E) 未定	
⑩児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	設立及び申請準備 (児童発達支援・放課後等児童デイサービス事業 保育所等訪問支援事業)	(A) 実施予定日 令和8年5月1日 (B) 札幌市 (C) 15人	(D) 障害児 (E) 150名	10,828
⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共生型障害福祉サービス事業、及び障害	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 障害者 (E) 未定	

福祉サービス事業				
⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑭児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑮障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑯不登校・ひきこもりの子に対する訪問支援事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑰情報提供・発信および提言に関する事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑱不登校・ひきこもりの子に対する居場所づくり事業	実施予定なし	(A) 実施予定日未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	

⑱ 学校など教育機関でのリハビリテーション事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	
⑳ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	(A) 実施予定日 未定 (B) 札幌市 (C) 0人	(D) 未定 (E) 未定	

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 前号に掲げる事業に関連する物品のあっせん及び販売	実施予定なし		
② 前号に掲げる事業に関連する役務の提供	実施予定なし		

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人てとて  
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費		
		50,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
		0
4. 事業収益		
通所支援事業		9,000,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
		0
経常収益計		
		9,050,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	6,000,000	
法定福利費	600,000	
退職給付費用		
福利厚生費	40,000	
日当	84,000	
人件費計	6,724,000	
(2) その他経費		
会議費	11,000	
旅費交通費	76,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	87,000	
事業費計		6,811,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	1,000,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	1,000,000	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	200,000	
減価償却費		
支払利息		
印刷費	4,000	
その他経費計	254,000	
管理費計		1,254,000
経常費用計		
当期経常増減額		8,065,000
		985,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		

経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			985,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			985,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

【令和9】年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人てとて  
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費		
		50,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
		0
4. 事業収益		
通所支援事業	12,000,000	
講演	50,000	
		12,050,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
		0
経常収益計		
		12,100,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	9,057,000	
法定福利費	900,000	
退職給付費用		
福利厚生費	40,000	
日当	84,000	
人件費計	10,081,000	
(2) その他経費		
会議費	11,000	
旅費交通費	76,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
地代家賃	600,000	
水道光熱費	60,000	
その他経費計	747,000	
事業費計		10,828,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
地代家賃	600,000	
印刷費	3,000	
その他経費計	603,000	
管理費計		603,000
経常費用計		
当期経常増減額		11,431,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		669,000

経常外収益計				
IV 経常外費用				0
1. 過年度損益修正損				
経常外費用計				0
当期正味財産増減額				669,000
前期繰越正味財産額				985,000
次期繰越正味財産額				1,654,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。